

第1節 個別重点課題への対応

1 自殺対策

目指す姿

- 生きることを包括的に支援する幅広い自殺対策に総合的に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指します。

現状と課題

- 本県の自殺者数は2008年（平成20年）以降は減少傾向にあります。2017年（平成29年）の自殺者数（322人）は1989年（平成元年）以降で最も少なくなっていますが、1日におよそ1人が自殺で亡くなっている状況が継続しています。
- 自殺の背景には、心身の健康に関わる問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的な要因があり、それらが複雑に絡み合い深刻化したときに自殺が発生するとされています。
- このため、自殺を人が自ら命を絶つ瞬間的な行為として捉えるだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉え、生き心地の良い社会をつくるための取組として推進する必要があります。
- 平成30年に策定した「第3次長野県自殺対策推進計画」では、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指し、生きることを包括的に支援する幅広い自殺対策に総合的に取り組むこととしています。

主な施策の方向性

(1) 自殺対策を支える人材の育成

- 「生きることの包括的な支援」に関わる様々な分野の専門家や支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施し、自殺対策に係る人材の確保・育成を図ります。また、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞き、専門家へつなぎ、見守るゲートキーパーを養成します。（保健・疾病対策課）
- 犯罪被害者等の初期対応を行う職員に対する研修を実施するとともに、被害者等のニーズに応じた適切な対応、各種支援制度を適切に運用し、精神的負担の軽減、経済的負担の軽減等を図るほか、被害者等の心情に配慮した取組を推進します。（警察本部警務課）

(2) 県民への啓発と周知

- 命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めてよいという理解の促進や県民一人ひとりがゲートキーパーの役割について理解し、実践できるよう普及啓発を展開します。（保健・疾病対策課等）

(3) 重点施策

- 全国的に見て自殺の実態が深刻である「未成年者」の自殺対策を強化するた

め、自殺のリスクを抱えた未成年者への危機介入、「SOSの出し方に関する教育」など自殺のリスクを抱える前段階における予防策、多様な子どもの居場所づくりなど自殺のリスクを抱えさせない「生き心地の良い地域づくり」に取り組みます。（保健・疾病対策課、心の支援課等）

- 圏域によって自殺死亡率が高い「高齢者」の自殺対策を推進するため、高齢者向けの啓発、支援関係者への研修等の充実とともに、高齢者が他者とつながり、安心できる居場所を持ち、生きがいを感じられる地域づくりを推進します。（保健・疾病対策課、介護支援課等）
- 自殺のリスク要因である「生活困窮」に対応するため、関係機関間の情報共有による切れ目ない支援の提供など生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策の連携強化を図り、経済・生活支援や心の健康など包括的な支援を展開します。（地域福祉課、保健・疾病対策課等）
- 勤務問題に関連する自殺が社会的な問題になっていることから、勤務問題に関連する相談支援を推進するとともに、職場環境の改善や健康経営に取り組む企業を支援することで、働きやすい職場環境づくりを支援します。（保健・疾病対策課、労働雇用課等）

【目標】 自殺死亡率※ （2015年）18.2→（2022年）13.6
20歳未満自殺死亡率 （2016年）3.0→（2022年）0

※人口10万人当たりの自殺者数

2 生活困窮対策

目指す姿

- 生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度による支援も活用し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、生活困窮者本人が望む自立した生活の実現を目指します。

現状と課題

- 貧困世帯は増加傾向にあります。本県の生活保護世帯数は近年では約9,000世帯で推移しているほか、全国の子どもの7人に1人が相対的な貧困状況にあります。また、ひとり親家庭の約半数が相対的な貧困状況にあります。
- 生活困窮家庭で育った子どもは、大人になっても生活困窮家庭に属する割合が高く、貧困の連鎖が認められるといわれています。貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身につけるとともに様々な学習機会を提供する必要があります。
- 生活に困窮している人への支援の拠点として、2015年（平成27年）から県内19市と協働して、生活就労支援センター（まいさぼ）を設置し、生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を実施しています。
- 生活困窮状態にある人は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康

や、家族との人間関係、ひきこもりなど、様々な課題を複合的に抱えている場合があります。

- 貧困の根本的な原因である低所得の解決に向けた取組に加え、地域全体で困窮状態にある家庭の就労支援・生活支援を行う必要があります。

主な施策の方向性

(1) 社会的自立・就労支援

- 「子ども家庭支援ネットワーク」の体制づくりを進め、高校卒業時に進路未決定の生徒や、中退する生徒等に関する情報を関係機関が共有し、社会的自立に必要な支援を行います。また、保育士、教員、保健師、医療従事者、民生・児童委員、子育て支援団体等が地域の見守り人材としての役割を發揮し、困難を抱えるリスクの高い子どもへの早期支援を図ります。
(こども・家庭課、保健・疾病対策課)
- 生活困窮家庭の子どもに対して、市町村や市町村教育委員会、市町村社会福祉協議会等と連携して個別の家庭訪問等による学習支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。(地域福祉課)
- 地域の大人と子どものつながりの中で、子どもの成長を支える子どもの居場所「信州こどもカフェ」において、学習支援の取組を推進します。
(次世代サポート課)
- 保護者や地域住民が学校と連携・協働して、子どもを育む信州型コミュニティスクールの活動の一環として、地域住民の協力による学習支援を進めます。
(文化財・生涯学習課)
- 放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用して設置する放課後子ども教室において、地域住民の協力を得て、予習、復習などの学習活動の支援を行います。
(文化財・生涯学習課)
- 経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習支援を必要とする中学生を対象に、地域未来塾を開講する市町村を支援し、地域住民の協力により学習支援を行います。(文化財・生涯学習課)
- 複雑な課題を抱える子ども・若者を支援するため、支援機関が連携して対応する「子ども・若者支援サポートネット」を運営します。(次世代サポート課)
- 生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体を支援し社会的自立を促進します。(次世代サポート課)
- 市と連携して全県に設置された生活就労支援センター(まいさぼ)において、生活困窮者の生活や、就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。
(地域福祉課)
- 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。(地域福祉課)
- 生活困窮者等、社会から孤立又はそのおそれがある者が地域社会で自立安定した生活を営めるよう、居場所の確保(交流の場設置)及び地域生活への復帰支援、食料支援を行うNPO等民間支援団体と連携し、生活の自立に向けた支援を行います。(地域福祉課)

- 就職に困難を有する障がい者、子育て期の女性、ひとり親家庭の父母等、中国帰国者などに対して、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就業支援を実施します。（労働雇用課）
- ジョブカフェ信州による能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により若者の就業を支援します。（労働雇用課）
- 居住や就労等に課題を抱える生活困窮者などに対して、生活の安定と自立を促すため、長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」の入居保証事業を活用し、連帯保証人が確保できない方々に対しても賃貸住宅への入居を可能とするとともに、同協議会が行っている身元保証等や短期就労体験の受け入れ事業所拡大の取組を支援します。（地域福祉課）

<p>[目標] 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 (2016年度) 94.0%→(2022年度) 97.0% 生活保護世帯の子どもの大学等進学率 (2016年度) 25.9%→(2022年度) 25.9%以上</p>
--

(2) 経済的な負担の軽減

- 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して、生活相談・支援を行うとともに無利子・低利子の資金貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。（地域福祉課）
- ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。（こども・家庭課）
- 生活困窮者が安心して暮らすことができる最後のセーフティネットとして、生活保護を適切に実施します。（地域福祉課）
- 生活困窮者やひとり親家庭等で食料支援を必要としている方々に対して、円滑な食料提供ができるよう、県内でフードバンクを実施している団体等との連携を強化します。（地域福祉課、こども・家庭課、資源循環推進課）

フードバンクの取組

NPO 法人フードバンク信州

<取組の趣旨>

「食品ロスの削減」問題と「生活困窮者への食料支援」問題は、深刻な社会課題となっていることから、フードバンク信州は、多様な機関、団体、住民等との協働により、「食品ロス」と「困窮者支援」の2つの課題を繋ぎ、多くの地域の中にフードバンク活動を普及・定着させ、「食」を通じた地域の支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。

<具体的な取組内容>

1 多様な協働によるフードバンク活動の実施

企業や家庭から食料の寄贈を受け、生活困窮者やひとり親家庭等で食料支援を必要としている世帯や相談支援窓口等に提供し、生活の自立を応援しています。

食料は、企業等からの寄贈とともに、県内各地域で開催されるフードドライブに寄せられる一般市民からの寄贈も年々増加しており、2017年度に寄贈を受けた食料は約26トンにもなりました。



2 フードバンク活動の啓発と担い手養成

フードバンク活動についての理解を広め、協力者を拡大するとともに、各地域でフードドライブの開催等を担う人材を養成するため、「フードバンク活動推進セミナー（担い手養成講座）」を毎年開催し、活動参加者の底辺拡大に取り組んでいます。



3 子どもの居場所づくりと食育活動への協力

子どもの居場所づくりや食育活動への協力も重要となっており、県が実施する「信州子どもカフェ推進地域プラットフォーム事業」と連携し、子どもへの食料支援を積極的に行っています。

2018年度からは学校給食がない夏休みと冬休みの期間に食料支援が必要な家庭に直接食料をお届けする「子ども応援キャンペーン」を開始しています。



3 災害時の住民支え合い

目指す姿

- 地域全体で災害が発生したときの最悪の状況を想定した「備え」を実践することにより、災害時にも誰も取り残されることのない、社会の実現を目指します。

現状と課題

- 本県は、山地と盆地の間に多数存在する活断層や、急峻な地形、脆弱な地質などの地形的な特性に加え、県北部を中心に豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に20市町村が指定されるなど気象的な特性を有しており、これまでも甚大な被害を被ってきました。近年も2014年（平成26年）に南木曾町の土石流災害、御嶽山の噴火、神城断層地震等が相次いで発生しました。
- 災害による被害を最小限にするためには各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動をとることが重要です。災害に対応できる地域づくりのためには、配慮を要する方の避難支援体制の充実を図るため、地域における自助・共助の強化を促進する必要があります。
- また、大規模な災害が発生した場合にはボランティア団体等の協力を得て効果的な災害応急活動ができる体制を構築する必要があり、平常時から福祉団体・ボランティア団体・行政が関係づくりを進めることが大切です。
- 日常の住民同士の支え合いの状況を災害時にも適用した「災害時住民支え合いマップ」の作成地区数が増加してきていますが、依然として3割を超える地区において作成されていない状況です。県民の誰もが災害によって命を落とすことがないように、引き続き災害時における要配慮者支援対策を推進する必要があります。

主な施策の方向性

(1) 防災教育の推進

- 行政機関、学術機関、自主防災組織などとの連携に基づく防災教育を推進し、身近な視点からの防災意識の啓発を図ります。（危機管理防災課）
- 地域の防災の中心となる人材の育成や、地域ごとの自主防災組織の立ち上げなど、地域防災力向上のため、自主防災組織の充実・強化を図ります。（危機管理防災課）
- 土砂災害から人命を守るため、危険箇所を把握するとともに、過去に発生した災害の伝承等も取り込みながら地域の特性を踏まえた地域ごとの防災マップの作成を支援します。（砂防課）

(2) 避難行動要支援者への支援体制の強化

- 地域住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップの作成支援や活用促進を図ります。（地域福祉課）
- 要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、市町村と連携し、福祉避難所への移動基準や対象者リストを整備するよう周知するとともに、国のガ

イドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受入れを断られることがないよう、適正な避難所の運営管理について周知徹底を行います。

(危機管理防災課、健康福祉政策課)

- 災害時のろう者の安全を確保するため、手話動画による情報提供を行います。
(障がい者支援課)
- 外国籍県民・外国人旅行者の被災支援に対応する多言語での情報発信、外国籍県民を対象とした防災訓練等を実施し、防災知識の普及に努めます。
(危機管理防災課、国際課)

(3) 救援・救護体制の強化

- 大規模災害時等に被災地の避難所や福祉避難所で要配慮者支援を行う「災害派遣福祉チーム」の派遣機能を備えた「災害福祉支援ネットワーク」を官民協働で構築します。(危機管理防災課、健康福祉政策課、地域福祉課)
- 被災地の生活支援を行い、県内外のボランティア希望者等の支援を効果的に住民に届けるため、災害ボランティアセンターの受入態勢の強化を支援します。
(地域福祉課)

[目標] 災害時住民支え合いマップ作成地区数
(2016年度) 2,491地区 → (2021年度) 3,876地区 (全地区)

4 ごちゃまぜの社会づくり

目指す姿

- 地域住民の理解・協力のもと、誰もが住み慣れた環境で、支え手・受け手の区別なく地域の中で役割を持ち、自分らしく暮らし続けられることができる社会を目指します。

現状と課題

(1) 認知症高齢者への地域支援

- いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。
- 認知症についての正しい知識を持って、認知症の人やその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を作るボランティアとして活動する認知症サポーターの人数は増加していますが、様々な場面で活躍してもらえるようにするとともに、認知症の人や地域の人等がお互いを理解しあう認知症カフェ等の設置を推進する必要があります。

(2) 高齢者、障がい者等の社会参加活動の充実

① スポーツ活動の振興

- 県では障がいのある方がスポーツを行う機会を提供するとともに、障がい者スポーツ指導員の養成や、障がい者スポーツの普及・振興に取り組んでいます。

- 2017年（平成29年度）よりスポーツを行いたい障がいのある人と指導者をつなぐ「障がい者スポーツ地域コーディネーター」を設置し、更なる障がい者スポーツの普及・振興を図っています。
- 一方で、障がいのある人（成人）の週一回以上のスポーツ・レクリエーション活動実施率は19.2%（成人全般の実施率は40.2%）に留まっています。
（障がいのある人の実施率：平成27年度スポーツ庁委託調査、成人全般の実施率：平成27年度内閣府調査）
- 2027年に第27回全国障害者スポーツ大会が本県で開催されることになり、選手の育成・強化、県民の応援の気運醸成が必要となっています。

②レクリエーション活動の振興

- 高齢者や障がい者等が外出を楽しんだり、旅行に出かけるなど、それぞれのニーズに応じた社会参加の機会が選択できるよう、必要な情報が提供される体制等、環境の整備が必要です。
- 山岳高原の観光地等で利用できるアウトドア用の車いすの導入や、人の手による補助により、車いす使用者もより広範な地域への旅行が可能になる等、新しい機器の開発・普及が進み、地域の理解が広がることで、高齢者、障がい者等が安心して旅行を楽しめる機会の拡大が期待されます。

③県の障がい者施設における地域移行の取組

- 県では、障がいのある人を支援する施設として、信濃学園、総合リハビリテーションセンター、西駒郷、障がい者福祉センター、聴覚障がい者情報センターを設置しています。
- 障がいのある人を取り巻く課題や、環境の変化に対応し、施設に求められるニーズに応えるとともに、利用しやすい施設を目指す必要があります。

主な施策の方向性

（1）認知症高齢者の理解促進の取組

- 認知症サポーターが地域の実情に応じた取組を推進できるよう、好事例の情報提供等の支援を行います。（保健・疾病対策課）
- 認知症カフェなど、認知症の人やその家族が集う取組を全市町村に普及するために、好事例の情報提供などの支援を行います。（保健・疾病対策課）

宅老所和が家 ぐらんまんまカフェ

株式会社和が家（岡谷市）

<取組の背景>

認知症になっても、体が不自由になっても、ありのままにその人らしく暮らせる場所として、“個”を大切にす地域の和が家になるようにと、代表の今井祐輔さんが2008年（平成20年）に立ち上げたのが宅老所和が家です。

2015年（平成27年）から、小規模多機能型居宅介護となり、施設にカフェを併設しました。

普段は、「engawa かふえ食堂」として営業していますが、毎週火曜日には、宅老所を利用する高齢者がスタッフとなって調理、配膳をする「ぐらんまんまカフェ」を開いています。

<取組の具体的な内容>

和が家では、どうしたらおじいちゃん、おばあちゃんの力を引き出すことができるかを考えて、様々な取り組みをしています。スタッフの高齢者は、そこに居場所があり「認知症の人」ではなく「人」として存在しています。

メニューを決めたり、イベントの準備をするのは、おじいちゃんやおばあちゃん。職員は、黒子役としての支援を行っています。

2018年（平成30年）5月から、子ども食堂の取組も始めています。

高齢者と接することで子どもたちに当たり前にある「老い」を感じてもらいたいと、和が家では考えています。

地域の縁側として1階を地域に開放。カフェの要素があることで地域の人にとっても身近な存在になっています。

介護施設であっても、いかに地域の人に入ってきてもらえるか、岡谷の地域に根ざし、まちを元気にすることを考えて取り組んでいます。



(2) 高齢者、障がい者等の社会参加活動の充実

①障がい者スポーツの振興

- 障がい特性に応じた情報コミュニケーション支援を行うとともに、スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動等、あらゆる活動に主体的に参加できるよう支援します。(障がい者支援課)
- 障がいのある人がその程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、それぞれに応じたスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員の養成や、総合型地域スポーツクラブ等への障がい者スポーツの知識と理解の普及を進めます。(障がい者支援課)
- 2027年に本県で開催される第82回国民体育大会及び第27回障害者スポーツ大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック等、各種スポーツ大会のムーブメントを活用し、地域で行う障がい者スポーツ体験会などにより障がい者スポーツに親しみ、障がいのある人とない人が交流することで互いの理解を深め支え合う環境づくりを推進します。(障がい者支援課)

②レクリエーション活動の振興

- 外国人や障がいのある方など、多様な利用者に対応した登山道やトイレの整備を進めるとともに、自然保護センターを活用した情報提供など、自然保護を意識した質の高い山岳高原観光地づくりを推進します。(障がい者支援課、自然保護課、観光誘客課)
- 年齢、国籍、障がいの有無に関わらず誰もが信州の魅力を楽しめる旅行を提供するため、関係者の意識醸成や専門人材の育成等の受入れ体制の強化や、受入れ環境の整備、旅行商品の造成、情報発信の強化により、「信州型ユニバーサルツーリズム」を形成します。(障がい者支援課、自然保護課、観光誘客課)
- 障がい者をはじめ外出時に身体の状態に応じて必要とするバリアフリー情報を簡単に得られるよう、関係団体と連携を図りながら「バリアフリーマップ」の作成に取り組みます。(障がい者支援課)

③県の障がい児者施設における地域移行の取組

- 個々の障がい特性に応じた専門的支援の充実に努めるとともに、県内の実情やニーズに即した事業内容や施設整備等を検討します。(障がい者支援課)
- 障がい児者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、特に専門性の高い相談支援事業や、広域的な支援を実施します。(障がい者支援課)
- 障がい児者が地域に移行する際、生活の場となる地元自治体や、地域において共に生きるまちづくりを進める意欲のある地域住民と連携を深めていくとともに、西駒郷においては、地域生活移行の推進役として、障がい児者本人の意向に寄り添った支援を行い、施設が地域社会に溶け込み、障がいの有無に関係なくお互いを尊重し支え合う関係づくりに取り組みます。(障がい者支援課)

[目標] 障害者スポーツ体験会等の実施 (2016年度) 8市町村→(2023年度) 63市町村

障がい者スポーツの振興

健康福祉部障がい者支援課

<取組の背景>

2020年の東京パラリンピック大会の開催、また、2027年には長野県で全国障害者スポーツ大会の開催が予定される中、本県は2018年6月、全国の自治体で初めて（公財）日本財団パラリンピックサポートセンターと、スポーツを通じた共生社会の創造に向けた連携・協力に関する協定を締結しました。

こうした状況を障がい者スポーツ振興の絶好の機会と捉え、障がい者スポーツの理解促進や競技力向上、誰もがスポーツを楽しめる環境の整備などに取り組むとともに、スポーツを通じた交流の促進など共生社会の実現に向けた取組を進めることとしています。

<取組の具体的な内容>

以下の項目を施策の柱に据えて、具体的な取組を展開していく予定です。

1 障がい者スポーツを身近で楽しめる環境づくり

- ・スポーツクラブと障がい者施設が連携した身近な地域でのスポーツ等の体験会の開催 など



ボッチャ体験の様子

2 障がい者スポーツの指導者の養成

- ・障がい者スポーツ指導員養成研修の実施 など

3 障がいのある人もない人も交流できる機会の提供

- ・県内プロスポーツチーム等と連携した77市町村におけるパラスポーツ体験会等の開催 など
- ・障がい者のスポーツニーズと指導者や場所をつなぐ障がい者スポーツ地域コーディネーターによる調整

4 障がい者スポーツの選手の育成

- ・アスリート、競技団体に対する支援 など

5 障がい者スポーツの競技力の向上

- ・各種障がい者スポーツ大会の開催 など



県障がい者スポーツ大会の様子
(車いすバスケットボール)

<取組の効果・課題>

障がいの有無に関わらず幼少期からスポーツに親しめる環境の整備、障がい者スポーツに対する県民の関心の喚起、全国障害者スポーツ大会の出場に向けた競技力の向上などに県全体で取り組むことにより、スポーツを通じた共生社会を実現していく意識を広めていくことが必要です。

信州型ユニバーサルツーリズムの形成と展開

観光部観光誘客課

◆『信州型』ユニバーサルツーリズムの形成に向けた取組

「しあわせ信州創造プラン 2.0」を具現化するため、「長野県観光戦略 2018」では、目指す姿に「そこに暮らす人も訪れる人も『しあわせ』を感じられる世界水準の山岳高原リゾート」を掲げ、観光地域づくりを進めることとしております。

その取組の一つとして、障がいのある方や、高齢の方をはじめ、誰もが安心安全に信州の魅力を楽しんで頂けるように、ユニバーサルツーリズムを推進しています。

<取組の背景>

◆高齢の方やハンディキャップのある方などが旅行するために、長野県のような山岳高原観光地では、全てをハード整備で対応することは難しいため、山岳高原観光地、信州では、県民の温かいサポートとおもてなしの心で進める、ユニバーサルツーリズムの対応が強く求められるようになってきました。

<取組の具体的な内容>

◆「信州型ユニバーサルツーリズム」では、長野県ならではの3大特徴を活かした取組を実施することとしています。

- ①【人材】地域でのサポート体制の充実
⇒ 個人・団体等を育成することで旅行をサポートする受入れ態勢の強化。
- ②【機器】サポート機器の充実
⇒ アウトドア用車いすや着座型スキーなどサポート機器の充実。
- ③【発信】信州ならではのバリアフリー
⇒ 通常はバリアであるはずの山や自然を、逆に長野県の強みとして発信。

<今後の展開>

◆信州型ユニバーサルツーリズムを推進することにより、意識と社会システムを変えていくことを目指します。

- ① 機器の導入等を通じて、ユニバーサルツーリズム環境の醸成や体制整備を各地域に根付かせると共に、周辺地域への知識や活動の普及啓発を実施することで、社会全体にユニバーサルの視点を強く根付かせて行きます。
- ② 身近な取組から意識を変え、観光地のみならず、障がいのある方々と共存する地域全体の取組として波及させ、共生社会の実現をめざします。



富士見高原リゾート

長野県西駒郷 地域移行の取組

西駒郷は、1968年（昭和43年）に長野県が駒ヶ根市、宮田村に開設した、知的障がい者の入所施設（開設時の入所定員500人）を中心とした総合援護施設です。

この西駒郷において、県では、様々な障がいがあっても、社会全体で支え合い、住みたい地域で、地域の一員として暮らしていける社会を目指すため、2004年（平成16年）に策定された「西駒郷基本構想」に基づき、全国に先駆けて、障がい者本人が希望する地域で安心して暮らせるよう生活の場を確保する地域生活移行に取り組みました。その結果、10年間で271名の入所者が施設を退所して、地域で自立した生活に移ることができ、現在では、入所数は100名程度となっています。

地域生活移行をした元利用者は、主にグループホームで生活していますが、空き家を改修してグループホームとしたところ、地域の方から「空き家だったに家に灯りがともり、人が住んでくれることで、地域が明るくなって良かった。」との声を頂くほか、地域で実施されている防災訓練や運動会に参加するなど、地域社会に受け入れられ、その一員として生活しています。

地域の防災訓練に参加



地区の運動会に参加

長野県が目指す共生社会の実現を図るためには、地域生活移行の一層の進展が不可欠ですが、そのためには、障がいのある方の一人暮らし、まち中での生活、重い障がいの方のグループホームでの生活等が可能となる環境の整備や、芸術文化活動や就労などの日中活動場所の充実を通じ、障がいのある方が望む多様な暮らしを実現していく必要があります。

今後の西駒郷においても、利用者の意思をできる限り尊重した暮らしの実現を図るため、より一層利用者に寄り添った意思決定、支援を行うほか、生活の場となることが多い地元自治体や、地域において障がい者が地域の方と交流し、共に生きるまちづくりを進める意欲のある皆様方と連携し、地域生活移行に取り組んでまいります。